

第 47 回中央環境審議会動物愛護部会 資料 3 - 1

動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理（案））

今までの動物愛護部会（第 4 4 ～ 4 6 回）での議論及び動物愛護管理法の施行状況調査の結果、関連する各種検討会等での主な指摘事項等を踏まえて、動物愛護管理をめぐる主な課題への対応についての論点を次のとおり整理する。ここで整理する論点は、今後の法制度改正等にあたっての参考として話題提供すると共に、今後の動物愛護管理基本指針の改訂や政省令等の改正に際して活用する。

なお、この整理にあたっては、個々の課題にのみ注目するのではなく、過去の施策の経緯やその効果、状況の変化等も踏まえてテーマ毎に現状を概観することに努め、動物の愛護と管理の全体像を俯瞰する中で優先して取り組むべき論点や課題の整理を行うこととする。

動物の愛護と管理については実に多岐にわたる課題が指摘されているが、国や自治体のリソース（予算、人材）には限りがあり、地域により状況も大きく異なることから、全ての課題に対応することは困難である。このため、動物愛護管理の現状を概観し、共通認識を有した上で、個々の課題について優先順位をつけながら検討していくことが不可欠となる。また、法目的である「人と動物の共生する社会」を築いていくためには、行政機関だけでなく、社会を構成するあらゆる当事者（飼い主、動物取扱業者・業界団体、動物愛護団体等の多様な主体）がそれぞれに相応の取組を講じることが必要である。全体を俯瞰する中で、こうした各主体の役割についても検討していく必要がある。

動物愛護管理法の運用体制の概観

- ① 現在の「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法」という。）は、昭和 48 年に「動物の保護及び管理に関する法律」として制定。以後、平成 11 年（現在の名称に変更）、17 年、24 年の 3 回の改正を重ねてきている。法制定及び過去 3 回の改正はいずれも議員立法により行われている。
- ② 法においては、国は、法に基づく政省令・告示等を策定するとともに、その運用実務は自治体（都道府県、政令市及び中核市）が担うこととされている。（平成 13 年 1 月の中央省庁再編以降、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室において所管。それ以前は総理府大臣官房管理室が所管。）
- ③ 法の運用実務を担う自治体では、主として生活衛生部局において担当するケースが多い。自治体によって体制は異なるが、一般的に、都道府県においては、本庁の生活衛生部局と出先の保健所の生活衛生担当課で実務を担当しているケースが多い。この場合、同じセクションで、食品衛生、感染症対策等も所管しているケースが多い。なお、専門の動物愛護管理センターを設置し、当該センターに法に関係する全ての業務を集約している自治体も政令市をはじめ多く見られる。多くの自治体では、公衆衛生獣医師職員が実務を担当している。
- ④ 動物愛護管理法は、当初、理念法としての性格が強く、実務としては、法施行当初から、自治体において、狂犬病予防法の運用とも並行して、野良犬や野良猫の発生予防の観点から飼い主等から犬猫の引取りを行ってきた他、飼い主に対する適正飼養に関する普及啓発等を実施してきた。

平成 11 年改正以降、動物取扱業に関する業務が増加し、3 度の法改正により、動物取扱業への規制強化が段階的になされている。平成 17 年改正では特定動物の飼養許可制度が始まった。さらに、平成 24 年改正では、殺処分を減らすため、自治体が引き取った犬猫の譲渡の努力義務が規定されたことに伴い、自治体の業務は大幅に増加してきている。今後も、投入できる人的・物的行政リソースには限りがあることから、全体を俯瞰して優先順位をつけ、地域の実情に応じて、重点的に解決すべき課題に取り組んでいくことが重要である。

1 飼い主責任のあり方

飼い主責任のあり方についての概観

- ①動物保護管理法の施行当初（昭和49年）に比べ、現在の犬猫の飼養管理状況は大きく改善している。法施行当時は、全国的に放し飼いや犬猫の遺棄などが多く見られた時代であるが、法の施行後、不妊去勢の実施、室内飼育の広まり等に加え、犬猫の健康安全の保持に要する支出の増大（ペットフード、獣医療等）やペットの平均寿命の大幅な延伸など、現在の飼い主によるペットの飼養管理方法は大きく改善していると言える。
- ②一方で、動物に対する価値観の多様化、ライフスタイルや地域コミュニティの変化、求められる生活環境の保全水準の向上等も影響すると思われるが、吠え癖、悪臭の問題など、犬猫の飼養管理をめぐる住民間のトラブルや議論はなくなっていない。また、所有者のいない犬猫への餌やり行為等をめぐるトラブルも各地で見られる。「動物愛護管理に関する世論調査」（平成22年内閣府）では、動物愛護管理対策に関する要望として、飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を求める意見が最も多い。
- ③法改正の都度、動物虐待に対する罰則は大幅に強化されてきており、動物虐待（飼育放棄（ネグレクト）を含む。）に対する社会的関心も高まっている。インターネット等情報化社会の進展もあり、SNSやメディアで動物虐待について、広く情報共有・報道されやすくなっており、社会的な反響は大きくなってきているものの、虐待行為そのものの総数の増減については不明である。
- ④近年、関心が高まっている多頭飼育崩壊問題については、多くの自治体にとって対処が困難な大きな課題となっている。法においては、多頭飼育に起因して近隣の生活環境被害をもたらしたり、動物虐待のおそれがある飼い主に対し、自治体は必要な措置について勧告・命令を発動できると規定されているものの、当該勧告・命令の発動件数は現時点では非常に少ないのが実態である。
- ⑤東日本大震災等を通じて大規模災害時におけるペットの適正な飼養管理のあり方についても、ペットとの同行避難やペットの避難所での受け入れ等が社会的課題となっている。また、発災時には、行政機関や獣医師会だけでなく、動物愛護団体による動物救護活動も活発に行われるようになってきている。一方で、円滑な救護のためには、飼い主において、日頃からのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理がされていることが非常に重要であることが指摘されている。
- ⑥近年、人間がペットとふれあうことの効用（高齢者の健康寿命の延伸、動物介在教育が子供たちにもたらす効果等）への関心が高まっている。一方で、高齢者等のペットの終生飼養の自信のない者が犬猫の飼育を自粛する傾向にあるとの指摘もある。
- ⑦在来種の野鳥等については、原則として、愛玩のための飼養の目的で鳥獣を捕獲することについては許可しない方針とされている一方で、海外から輸入した野鳥や犬猫・家畜以外の珍しい動物（エキゾチックアニマル等）等の飼養が普及。こうした動物の遺棄・逸走による外来種問題が多く指摘

される。

(1) 適正飼養と不適正飼養

① 適正飼養の基本的考え方を示すべき〔委員〕

- ・ 適正飼養の最も重要な点は、飼養する動物により人の生命・身体・財産の被害や近隣の生活環境保全上の支障を生じさせないように動物を管理することを改めて明確にしてはどうか。

〔事務局〕

(参考) 法第7条において、飼養保管に関しては、法制定当時から設けられている第1項において、【動物の愛護：動物の健康と安全の確保】と、【動物の管理：動物による人の生命・身体・財産の被害や生活環境保全上の支障の防止、他者に迷惑をかけることとされている。(ただし、生活環境保全上の支障の防止は、平成24年改正で追加されたもの。)

それに加えて、【動物の感染性疾病の予防】、【逸走防止措置】、【飼養保管目的達成に支障を及ぼさない範囲での終生飼養】、【繁殖制限措置】、【所有明示措置】(第2項～第6項)を過去の改正において追加。

② 不適切な飼養管理の具体的な例示と対策のあり方

- ・ 不適正な飼養の内容が分かりにくいいため、吠え癖、悪臭、衛生害虫の発生、毛・羽毛等の飛散等近隣の生活環境被害を生じさせる行為を具体例として明確化してはどうか。〔事務局〕
- ・ 不適切な飼養の問題は、個人の飼い主の責務に留めておいて良いのか。多頭飼育の場合でなくとも、不適正な飼養を行わないことを飼い主の義務とする、もしくは、自治体による指導や勧告・命令の対象にするような措置が必要ではないか。〔委員〕
- ・ 飼う前の講習会の受講を飼い主に義務付けるべきではないか。〔委員〕
- ・ 自治体等の譲渡講習会の徹底を図る。安易な譲渡は行わず、模範的な飼い主になってもらうための機会とする他、譲渡団体への支援策を検討。ライフスタイルにあった動物を選定することの必要性を説明する。動物愛護推進員等の協力による地域に根ざした啓発活動も重要。〔委員〕
- ・ 近隣の生活環境に被害を出しているような場合に、法で飼育頭数の規制を行えるようにすべきではないか。〔委員〕
- ・ 不適正飼養者への対応に関する自治体職員向けの対応ガイドランの作成が必要。〔委員〕

③ 虐待の評価の在り方等

- ・ 動物虐待・遺棄罪は、構成要件の外延が曖昧であるため、処罰範囲の明確化及び動物の健康と安全の確保の観点から、動物虐待・遺棄に当たる行為を可能な限り例示として明確化することが有効ではないか(具体的に遺棄に当たる行為全てを網羅的に例示することは困難である旨留意が必要)。なお、動物虐待罪の保護法益は、動物愛護の気風という良俗の保護(社会的法益)であり、時代における動物観の違い等により何を虐待として処罰すべきかの可罰判断が異なることがありえるのではないか。〔事務局〕
- ・ 虐待行為を客観的証拠により立証する必要があるため、動物虐待の科学的な評価を可能にするための調査研究や人材育成が必要ではないか。〔事務局〕

(2) 多頭飼育問題

①多頭飼育崩壊の未然防止のための情報収集体制の整備

- ・飼い主の知識の欠如による多頭飼育化（みだりな繁殖、拾得）を防止するための飼い主への情報伝達・普及啓発のあり方はどうあるべきか。〔事務局〕
- ・多頭飼育を予防するための総合的な施策が必要。各方面の専門家（動物行政、福祉行政、弁護士等）を集めての研修会や事例研究会の開催等も必要。〔委員〕
- ・届出制の導入は未然防止のための情報収集の仕組みとして重要。一方、一部自治体で届出義務づけ条例が設けられているが、問題を引き起こす飼い主は届出を行わないのではないか。効果の検証が必要。〔委員〕
- ・10頭以下の段階での早期発見・早期解決のため、自治体獣医師職員が、飼い主に対して動物を手放すよう説得するためのコミュニケーションスキルの向上が必要〔委員〕

②多頭飼育問題に対応するための体制整備

- ・人間の福祉の観点から、保健師・精神保健福祉士、消防、環境問題専門家等による自治体の各分野横断的なタスクフォースによる対応が必要。〔委員〕
- ・動物行政部局と精神保健部局の連携を進めるための国のバックアップが必要〔委員〕
- ・多頭飼育者が飼養する動物の保護・収容等（(3)に掲載）〔委員〕

③多頭飼育問題についての普及啓発

- ・アニマルホルダーや動物虐待と人間の精神的病理の関係について社会的な共通認識を形成するためのシンポジウム等の開催〔委員〕

(3) 飼育禁止命令・動物の没収等

- ①飼育禁止命令という仕組みについては、他の法律との整合性などもあるが、近隣住民の生活環境の安定を守る観点から、法的な側面についてどのような課題や論点があるのかということに関して、行政法研究者らを交えての検討が必要。〔委員〕
- ②現状では、飼育禁止命令等の強制的な動物の飼育停止の手段がないため、財産管理の観点から成年後見人制度の活用等も含めた行政手法の検討が必要。〔委員〕
- ③飼育禁止命令を出し、動物を保護する場合は、動物の受け皿（飼養管理施設と体制）が必要。また、受け皿となる施設において動物を一時預かり、飼養する費用や労力をかけることについて、なぜ動物にそこまで費用・手間をかけるのかについて根拠（必要性）の説明が必要。一時預かりの間の費用を飼い主負担とする仕組みも検討〔委員〕
- ④収容した動物の所有権の取扱いについて整理する必要があるのではないか（より適切な飼い主への譲渡促進や動物福祉の観点からのやむを得ない場合の安楽殺処分についての考え方を整理する観点）。〔事務局〕

(4) 災害時対応〔事務局〕

- ①災害時のペットの適正飼養のあり方は、「人とペットの災害対策ガイドライン」にて検討済み。

- ・基本は飼い主の「自助」であり、災害に備えて、日頃からの適正飼養を徹底することが必要。
- ②犬猫等の小動物以外の災害時の動物の適正飼養のあり方をどう考えるか。
- ・特定動物は、同行避難は不可。
 - ・エキゾチックアニマルの取扱いの検討が必要（現時点では、同行避難は想定していない。）
- ③学校飼育動物の取扱い（災害時も想定した適正飼養のあり方）

(5) 特定動物〔事務局〕

- ①特定動物の指定のあり方の見直し・交雑種の取扱いについて検討すべきではないか。
- ・特定動物同士の交雑個体の扱い（イリエワニとシャムワニ等）
 - ・特定動物と非特定動物の交雑個体の扱い（ワニガメとカミツキガメ、オオカミ犬等）
- ②特定動物の飼養のあり方について、整理が必要ではないか。
- ・特定飼養施設基準等の基準の明確化（一部自治体では数値基準あり）
- ③大規模災害時の特定動物の取扱いについて、人間の生命・身体の安全の観点から、整理が必要ではないか。
- ・同行避難は不可であることを明確化し、飼い主の責任における譲渡又は殺処分を徹底することが必要ではないか。
 - ・災害時の取扱いの困難さ等に鑑み、愛玩目的の飼養をどのように考えるか。

(6) マイクロチップの装着義務化

- ・犬の飼い主への二重の負担を防止するため、狂犬病予防法との登録の一元化が必要〔委員〕
- ・本来ならば、所有明示責任や動物を飼っていない人への社会的配慮から、全個体に装着するのが望ましいが、段階的な普及を図るため、販売・繁殖に要する犬猫、使役犬（猟犬を含む）の義務化から始めるべき。〔委員〕
- ・マイクロチップに紐付いた情報の管理体制は、全国統一的に管理できる情報登録機関は一元化が必要〔委員〕

(7) 猟犬への規制

- ・遺棄や猟場近くの住民の迷惑防止の観点から、確実な所有明示、マイクロチップの装着と情報登録の義務化が必要。〔委員〕
- ・狩猟者の自主的な取組を促進するための取組について検討が必要ではないか。（なお、狩猟に関する規制措置を規定する鳥獣保護管理法では、猟犬の取扱いに対しては特段の規定がない。）〈事務局〉

2 動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

動物取扱業についての概観

- ① 動物取扱業は、平成 11 年改正により届出制として制度化され、平成 17 年改正により登録制に規制強化された。平成 24 年改正では、販売業の中に、犬猫販売業、さらにその中に繁殖業が位置づけられるとともに、動物愛護団体の保護施設（シェルター）等を想定した非営利の第二種動物取扱業の届出制が導入された。
- ② 現在、犬猫を新規に飼養する飼い主のうち、ペットショップ等で購入して入手する割合は、犬で 7～8 割、猫は 2 割程度との推計がある（残りは、自家繁殖、シェルターからの譲渡、拾得した・知人から譲り受けた等の非小売流通）。なお、犬と猫の毎年の新規飼養頭数は、各 50～60 万頭と推計されている。
- ③ 古くは、ペットショップ（鳥獣店）では小鳥や小動物、魚類の販売が主であり、犬猫の販売は少なかったという。バブル経済期以降、純血種のブームに対応して、犬猫販売業が急拡大したとの指摘があり、近年、猫の流通量も増加傾向にあると言われる。（犬の適正飼養が進み、犬の室内飼育や不妊去勢等が普及するとともに、身近で子犬が入手しにくくなったこと等も犬の小売流通拡大に寄与していることが考えられる。）
- ④ 平成 17 年改正の動物取扱業の登録制導入以降、ジャパンケネルクラブによれば、同会加盟のいわゆるホビーブリーダーは激減したとされる（なお、動物取扱業の登録数の変化では当該事象の影響は確認できない。）。
- ⑤ 動物の販売業（ペットショップ、ブリーダー等）の登録件数は近年減少傾向にある。その一方で、ペットサロン、ペットシッター、動物カフェ、老犬ホームなど、動物を取り扱うサービス業（動物取扱業の保管、貸出し、訓練、展示、譲受飼養）は、人間に対するサービス業に類似する多様な業態に展開し、その登録数は大きな伸びを示している。（現在では、販売業よりも保管業の方が登録件数は多い。）
- ⑥ 自治体への聞き取りによると、第一種動物取扱業者の飼養管理の水準は登録制の導入当時に比して向上しており、多くの自治体において問題のある犬猫販売業者の比率は非常に小さくなっているとの指摘がある。しかしながら、大部分のペットショップは消費者の目にふれることから大きく改善する一方、消費者の目にふれることのないブリーダーの一部については、なお課題を抱えている者もあるとの指摘がある。いわゆるブリーダー崩壊が発生した場合、例え、一件であっても、その対応に要する自治体や動物愛護団体の負担は非常に重いものとなり、社会的関心も高い。
- ⑦ ペットオークション（競りあわせん業）については、オークションがあることでブリーダーが無制限に犬猫を繁殖させてしまう要因となるとの指摘もある。他方、オークションでの競争があることで商品となる子犬等の品質が向上するとともに、オークション参加条件の設定等によりブリー

一ダーにおける飼育環境等の質の向上がもたらされているとの指摘もある。

- ⑧ 平成 24 年法改正により、犬猫販売業者からの犬猫の引取りを自治体が拒否できる旨が規定された。これにより、繁殖を終えた犬猫について、一部の繁殖業者においては遺棄や悪質な業者への譲渡が行われているといった指摘があるものの、全体の中での発生頻度等その実態は不明である。
- ⑨ 同法改正により、販売業者については、販売に際しての犬猫等の現物確認や対面での情報提供が義務づけられた。当該義務を履行するため、販売業者においては、インターネット等において購入希望者を募集した上、遠隔地に購入希望者が所在する場合は、動物を空輸し、当該業者から委託を受けた別の業者が、動物を空港で受け取った上で、購入予定者に対面説明を行うとの新たな業態があるとの指摘がある。当該業態によりインターネットによる販売は増加しているとの指摘もあるが、流通実態や当該業態による影響については実態が不明である。
- ⑩ 主に血統保持・改善等を目的として極めて小規模に犬の繁殖を行う者に対しては、欧米諸国等ではケネルクラブ等による自主規制が厳しく行われているとの指摘がある。一方、日本においては、このような民間の任意団体による自主規制等の取組等は見られないとの指摘がある。
- ⑪ 爬虫類や外国産の犬猫・家畜以外の珍しい動物（いわゆるエキゾチックアニマル）の販売業が拡大していることや、当該動物の販売にあたっては、イベント等での移動販売が多いこと等が指摘されるものの、その流通実態等は不明である。
- ⑫ 展示業では、大規模な動物園（多くが（公社）日本動物園水族館協会に加盟）等から、猫カフェやふくろうカフェ、移動式の動物ふれあいイベントなど多様な展示業態が存在する。従来から、大規模の動物園等については、動物取扱業の展示業とは別の規制措置を講じるべきとの指摘がある。
- ⑬ 第二種動物取扱業は、届出のみで営業可能であり、急速に増加しているものの、現在、その数は、第一種動物取扱業の登録数の 2%程度である。遵守基準に不適合であり動物の取扱いに問題のある第二種動物取扱業者については、法において、自治体の勧告・命令措置は規定されているものの、届出制のため、営業停止や登録取消し等の措置は規定されていない（悪質な動物の取扱いをしている者について、業の継続を停止させる措置が規定されていない。）。第二種動物取扱業者の中には、多数の犬猫を引き取って飼養するシェルターや、動物を長距離輸送して広域的な譲渡活動を行う団体等がある。このような団体は、自治体による動物の譲渡促進、殺処分数の減少に大きく寄与している一方、動物の健康安全を保持する観点からは、営利・非営利の差異により、第一種に比して、第二種の規制が緩やかであることの妥当性について指摘する声もある。
- ⑭ 自治体が動物取扱業に対して指導監督をより一層適切に行えるよう、自治体職員のスキルアップ、基準の細分化・明確化（数値基準を含む。）の検討、事業者に示せるガイドラインの作成等の必要性が指摘されている。一方で、自治体において、多様化する動物取扱業の実態に即応した研修メ

ニューを毎年度措置することが困難であることから、一部業者からは自らの業に資するところの薄い研修の効果に疑義が呈されていること等も踏まえ、全ての動物取扱責任者に対して研修受講を毎年義務づけていること等について、合理化・適正化の観点から検討を要するとの自治体等からの指摘もある。

- ⑮ 動物取扱業については、法による規制的措置は法改正により強化されている一方、業界の自主的取組を促進し、優良な事業者を育成し、業界全体をレベルアップするための経済的手法や情報的手法等による政策が薄いと指摘がある。

(1) 適正な飼養管理方法に係る検討

①飼養管理基準の在り方（基準のさらなる細分化・明確化の必要性）

- ・行政、事業者、消費者が、施設や飼養管理基準への適合について、動物福祉の観点から客観的に判断できる内容とし、動物の適正な取扱いの確保につなげるべき。〔委員〕
- ・動物取扱業は多様な業態であり、動物行動学の観点からの同一の基準では対応できない。〔委員〕

（参考）「動物愛護管理のあり方検討報告書」（平成 23 年 12 月）では、繁殖業者での繁殖回数
の制限や飼養施設の数値基準のあり方について言及。

※別途「動物の適正な飼養管理方法に関する検討会」（平成 30 年 3 月～）において検討に着手。

②幼齢規制

- ・科学的知見から検討を進め、流通販売が可能となる日齢を定めるべき〔委員〕
→前回報告（幼齢犬猫の販売等の制限に係る調査評価検討会）のとおり。
- ・問題行動は、複数の因子が複雑に絡み合って問題行動を惹起しており、犬種・遺伝子、母体の状態、出生後の飼育環境等が重要な要素と考えられるため、これらについて検討する必要がある。〔委員〕

(2) 動物園や動物ふれあい施設などの展示業のあり方

①動物園の適正飼養のガイドラインの作成

- ・動物園を動物取扱業としてだけ規制するのは限界がある。動物園としての定義をしっかりと定め、動物園法を制定するなどして、他の展示業とは差別化を図るべき。〔委員〕
- ・日本動物園水族館協会に属しているような動物園等とそれ以外の展示業を区別し、動物園等の適正飼養ガイドラインを検討すべき。〔委員〕

②動物とのふれあいのための展示の適正化

- ・猛禽類カフェなどの動物と人がふれあうための展示施設は、不適切なふれあい活動が非常に多く、子どもたちを含む一般市民と動物の双方にとって安心・安全な状況でない。動愛法の観点のみならず、公衆衛生、人畜共通感染症対策の観点から厳しく見ていく必要があり、展示基準をできる限り、法律に持ち込むべき。〔委員〕
- ・展示業登録をしているふれあい施設における不適切なふれあいについては、どのような趣旨

のふれあい、どのような業態か、何が不適切なのかをしっかりと議論した上で、展示業のあり方を議論すべき。〔委員〕

(3) 移動販売、ネット販売

①インターネット販売に係る代行業の課題

・法律は現物確認、対面販売を義務づけているが、説明を代行する業者が間に立てばネット販売は可能であり、今日も継続している。代行業者の実態を調査し、違法行為が生じていないか確認が必要。〔委員〕

②移動販売のあり方〔事務局〕

・移動販売については多くの問題が指摘されているが、動物愛護管理法において措置すべき具体的課題の有無・実態について整理が必要ではないか。動物を輸送することによる動物の健康・安全への負の影響への懸念か、販売業者と消費者（飼い主）とのアフターケアに関する懸念か。輸送に係る懸念については、その影響をどのように客観的に評価すべきか、また、第二種動物取扱業者が取り扱う動物についても同様に考えるべきか。

(4) 繁殖業のあり方

①大規模繁殖業者の業の取扱い〔事務局〕

・規模の大きさに起因する特別な課題として、周辺的生活環境被害の防止や動物の健康と安全の確保の観点から、特別に考慮すべきものはあるか。
・繁殖を引退した犬猫の終生飼養の確保や、ブリーダー崩壊を防止するため、より適切な方策があるか。

②ホビーブリーダー（少規模繁殖業者）の取扱い

・動物取扱業の登録を要する規模について、環境省がQ&Aで示す「年間2回以上又は2頭以上」は規制の線引きが不明瞭。海外と同様に、商業的繁殖を行うブリーダーか否かの線引きは「年間の出産回数」や「繁殖用メス犬の保有頭数」で定めることとし、それを細目等において規定すべき。〔委員〕
・ホビーブリーダーによる繁殖業について、母犬・子犬の取扱いや繁殖方法等について、動物の適正な取扱いその他の犬猫の健康安全の保持の観点において、問題が生じているかどうかについて実態把握が必要ではないか。〔事務局〕

(5) 第一種動物取扱業と第二種動物取扱業

①自治体の殺処分を減らすことに貢献している（譲渡先となる）第二種動物取扱業者が、多頭飼育状態等になった場合、自治体が厳しく指導できない状況が発生している。第二種動物取扱業を第一種動物取扱業と同じく、どのように規制していくのか。自治体が毅然として対応できるかは、殺処分問題にも関わる大きなテーマ。〔委員〕

②第一種動物取扱業の販売業と第二種動物取扱業の譲渡し業は、ともに飼い主に犬猫を供給する

業である。当該業者及び譲渡しを受けた一般飼い主における終生飼養の確保をはじめとする動物の健康安全保持の観点から、遵守すべき基準その他規制のあり方について、実態を踏まえた考え方の整理が必要ではないか。〔事務局〕

(6) 動物取扱業者や業界団体の主体的な取組の促進

①動物取扱業者の社会的な役割の整理。〔事務局〕

- ・動物取扱業者が果たすべき社会の中での役割は何か。例えば、生体販売を伴う犬猫販売業者については、家庭での適正飼養の方法を具体的に普及啓発する観点から、積極的な取組を行うことも期待されるのではないか。

②動物取扱業者や業界団体による主体的な取組、奨励措置

- ・ブリーダー崩壊等による犬猫のセーフティーネットのあり方について、業界の自主的な取組として、何らかの共助メカニズム（人的・財政的支援を含めた物的支援等）の構築等を促進することは可能か。〔事務局〕
- ・幼齢規制の生年月日を自主的に証明する仕組みを業界団体で構築すべき。〔委員〕
- ・ブリーダーやペットショップ等の飼養管理に関し、業界としての自主規制の導入やガイドラインの作成等を促進することは可能か。〔事務局〕

3. 行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方

行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方の概観

- ① 行政機関の動物行政の原点は、狂犬病対策など公衆衛生の確保の観点であった。
- ② 動物保護管理法は、動物の管理の観点から、自治体に動物の所有者等からの犬猫の引取りを義務づけた法律であり、法律の施行当時（昭和 49 年度）の犬猫の引取り数は、狂犬病予防法に基づく捕獲数もあわせて約 125 万頭、うち約 122 万頭が殺処分。現在（平成 28 年度）では、犬猫の引取り数が、約 11 万頭、うち殺処分数が約 5.6 万頭となっており、大きく減少している。
- ③ 引取り数、殺処分数が大きく減少した背景としては、
 - ・引取り数については、野良犬の積極的な捕獲により再生産する母集団を小さくしてきたこと、飼い主の適正飼養の水準が向上したこと（放し飼いの減少による逸走の減少、不妊去勢の促進による等）によるところが大きく、
 - ・近年の殺処分数の低下については、自治体による譲渡の取組の推進、愛護団体による保護・譲渡活動が大きく発展してきたことの効果が大きいと考えられる。
- ④ 平成 24 年の改正法において、終生飼養の趣旨に照らして相当の理由がない場合に所有者からの引取りが拒否できる規定が設けられた（拾得者等の場合は引取り拒否できる規定はない。）。また、同法の附帯決議において、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導することの決議が盛り込まれた。改正法の施行後、所有者不明の猫の引取りについて、拒否する運用をしている自治体も多い。特に野良猫については、自活できないもの（離乳期前の子猫等）を除いて一切の引取りを拒否するケースが増えている。このような実態について、所有者不明の猫による継続的な生活環境被害を受けている住民等からは、自治体が所有者不明の猫を引き取らないのは明確な法律違反であるとの指摘が多数寄せられている。
- ⑤ 平成 24 年法改正で、殺処分数がなくなることを目指して譲渡の促進に努める旨の規定が追加されたことから、自治体は引き取った犬猫の譲渡活動を一層促進。近年の急速な譲渡の促進（殺処分数の低下）の要因としては、一般飼い主に加え、動物愛護団体への団体譲渡の寄与するところも大きい。その一方で、自治体によっては、殺処分数がなくなることを最優先とした結果、譲渡適性のない個体を譲渡したことによる咬傷事故の発生や、団体譲渡した動物愛護団体のシェルターが過密飼育となっており動物の健康安全の確保の観点から問題が生じているのではないかとの指摘がある。
- ⑥ 平成 24 年法改正を受けて、環境省は、平成 25 年度に「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を立ち上げ、社会の多様な主体がそれぞれの取組を行った結果として殺処分を行わなくてもよくなる社会を構築することを旨とする取組に着手。目標として、将来的に殺処分数がなくなることを目指すことを掲げた結果として、「殺処分ゼロ」という言葉がキーワードとして一人歩

きし、自治体が講じる犬猫の殺処分すべての場合について、殺処分に至った理由に関わらず、反対する声が高まる事態が生じている。

- ⑦ 現在、環境省の事務提要における集計区分においては、「殺処分」とは自治体施設内で自然死した数及び致死処分した数を全て含めており、致死処分とした理由による区別も行っていない（傷病等により、収容後に死亡した個体や動物福祉等の観点から安楽殺が必要であった個体の死亡数、攻撃性が強く馴化できない等の譲渡適性のない個体も全て含む。）。人と動物が共生する社会の構築を目指し、「殺処分ゼロ」を目標とする場合、⑤に記載した問題が生じていることも鑑みれば、人の生命・身体・財産の侵害防止や犬猫の健康安全の保持の観点から、ゼロを目指すべき「殺処分」について整理・明確化することが必要となっている。
- ⑧ 動物の保護・譲渡活動は、海外（イギリス、ドイツ）では、民間団体が寄付金等の自己資金を用いて実施。これらの国では、野良犬や野良猫がほとんど存在せず、シェルターに収容される動物の多くは飼い主が所有放棄したものが多くという。一方、日本の場合は、北関東や西日本を中心に野良犬の収容が多く、全国的に野良猫の数も多いことから、保護収容した個体のうち人間との社会化ができておらず、馴化が困難で飼養に適さないものも多い。
- ⑨ 日本国内においても、大都市部においては、過去の捕獲の努力や適正飼養の徹底の結果、野良犬がいなくなり、野良猫についても多くの愛護団体の協力が得られるため地域猫として管理できるケースが増えている。他方、西日本等の地域では、温暖で餌も豊富なため、多くの野良犬や野良猫が生息・繁殖しやすく、依然として自治体の収容数が多い。このように自治体の置かれた状況が大きく異なる中で、大都市部と同様の動物愛護管理手法について、それ以外の地域に要求することは困難な状況である。
- ⑩ 自治体は、動物の引取り・譲渡等の活動の他に、多岐にわたる業務を担っている（動物愛護管理推進計画の策定・推進、一般飼い主に対する適正飼養の普及啓発や指導、多頭飼育者に対する指導・勧告・命令、動物取扱業の登録制度の運用、特定動物の許可制の運用、動物虐待事案への対応等。）。また、動物保護管理法制定当時から、公衆衛生の確保など動物の管理（動物による生命・身体・財産の侵害の防止、前回改正時からは動物による生活環境被害の防止）の観点からの施策が行政機関としての基本であり、保護法益に鑑みても優先事項とすべきである。しかしながら、近年では、動物の愛護を優先する結果、動物の管理に係る施策を十分に講じることが難しい環境に置かれる自治体もあるのではないかと指摘もある。
- ⑪ そうした中で、法において動物愛護管理行政が自治事務とされた趣旨に照らし、引取りや譲渡のあり方を含め、動物愛護行政のあり方については、各自治体の実情に応じ、地域に根ざす住民や愛護団体のニーズやリソース等を踏まえて、限られた人的・物的行政リソース（人員と予算）の効率的・効果的な活用方法について、各自治体ごとに検討することが必要となっている。

(1) 犬猫の引取りのあり方（引き取り拒否の妥当性等）

①所有者からの引取りの相談への対応（引取りの発生予防）

- ・事前相談段階で、飼い主に自ら対策を講じさせるための職員のコミュニケーションスキルの向上が必要。〔委員〕

②所有者からの引取りの課題

- ・法第 35 条第 1 項に基づき、『所有者からの』犬猫の引取りを求められた場合において、自治体は、相手が犬猫販売業者のときや繰り返し引取りを求める等の一般飼い主であるときは、ただし書きの特例により、終生飼養の趣旨に照らし、引取を拒否できる場合があると規定されている。しかしながら、引取を行わないことにより、生活環境被害が生じるおそれのある場合は、当該引取り拒否ができる場合に該当せず、相手の如何にかかわらず、犬猫を引き取らなければならない。法の規定ぶりとの隔たりのある引取り拒否の運用により、飼い主のみならず近隣住民に被害をもたらすことや、遺棄につながることをとらないようにする必要がある。〔事務局〕

(参考)

法第 35 条第 1 項（抜粋）

都道府県等（都道府県及び指定都市、中核市その他政令で定める市（特別区を含む。）をいう。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

施行規則第 21 条の 2 法第 35 条第 1 項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

- 一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- 二 引取りを繰り返し求められた場合
- 三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であつて、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- 四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- 五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- 六 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

③所有者不明の犬猫の引取りの課題

- ・法第 35 条第 3 項の所有者不明の犬猫の引取り規定は、遺失物法との整合性の確保が必要。第 35 条第 3 項を廃止し、遺失物法において、所有者不明の犬猫の引取は、警察が原則として対

応し、動物愛護センター等の自治体と連携して飼養する旨の規定等を追加し、それに基づいて引取りを実施するとの考え方もあるのではないか。同項の廃止が難しい場合は、拾得による持ち込みをごく限られた運用にするような手当が必要ではないか。〔委員〕

(参考) 法第 35 条第 3 項

第 1 項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

- ・所有者不明の犬猫の引取りを自治体が拒否できる場合は、法律上は規定されていない。(第 3 項は第 1 項の引取り義務規定を準用しているが、第 1 項本文のみが対象で、第 1 項ただし書き(引取拒否できる場合に係る規定)は適用されない。)しかし、実際には、平成 24 年法改正時の衆参両院の環境委員会附帯決議等に照らし、多くの自治体が所有者不明の猫の引取りを拒否する運用を行っている。理由の如何に関わらず、自治体が拾得者その他の者からの所有者不明の犬猫の引取りを拒否することは法の規定と乖離した状態となっている。

所有者不明の犬猫の引取を義務化しているのは、野良犬や野良猫、あるいは飼い主からはぐれた犬猫を放置しておく、野外で繁殖等を行い、動物による人の生命、身体、財産や生活環境への被害が生じるおそれがあるためであり、動物の管理の趣旨。所有者不明の猫の引取りを拒否する一方、当該所有者不明の猫による被害を防止する措置が講じられていない場合は、地域住民の生活環境被害等が拡大するおそれがあるため、地域の実情を十分に把握しつつ、法及び附帯決議の趣旨を明確に整理して、適切な対応が確保される必要がある。引取り拒否による問題を解決するためには、動物による人の生命、身体、財産や生活環境への被害が生じるおそれがないことが担保される場合、例えば、地域の合意を得て地域猫活動が行われている地区であって不妊去勢の徹底と給餌量・排泄物の管理などが行われている場合など地域住民の生活環境被害等を防止する適切な措置が講じられるなどの具体的な対策が必要ではないか。〔事務局〕

(参考) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成 24 年 8 月 28 日 参議院環境委員会)

八、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情 件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。

- ・法の文面上は、所有者不明の犬猫に飼い主がいる蓋然性が高くても、その飼い主が特定できな

い場合や当該個体を保護する必要がある場合は、拾得者等が捕獲して自治体に引取りを求め、自治体において所有者に返還する努力を行うべきとの規定となっている。

(2) 殺処分の考え方

①殺処分ゼロ目標の考え方の再整理

- ・殺処分ゼロは、飼い主責任の徹底による遺棄・逸走・みだりな繁殖を防止し、引取り数を減らす取組を実施し、次いで、引き取った動物の返還・譲渡を促進した結果として、致死数を減らすことが重要。〔委員〕
- ・収容後の自然死や動物福祉の観点から殺処分せざるを得ないものは殺処分が必要であり、ゼロにはできない。こういった個体以外の個体（健康で性格もよく譲渡に適しているもの等）が譲渡できずに殺処分せざるを得ない状況をゼロにすることを目指すべき。〔委員〕
- ・動物愛護管理行政事務提要の調査を通じて、殺処分の内訳について3区分の分類を試行。このうち、殺処分ゼロを目指していくのは、(2)であることを明確にすべきではないか(※)。〔事務局〕

(1) 譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）

(2) (1)以外の処分

(3) 収容後の死亡

※犬猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年環境省告示第26号）において、現行は、処分として「所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする」と規定されており、都道府県知事等から環境大臣への報告についても、処分の状況については、上記3つの区別により報告する様式が規定されている。

- ・殺処분을避けると、収容頭数の増加、飼養管理日数の長期化により、収容のキャパシティを超えるおそれがあるが、1頭ごとの飼養管理の質が低下することは避けなければならない。〔委員〕
- ・地域によって大きな差があり、全国一律に殺処分がなくなることを目指すのは実態にそぐわない。〔委員〕
- ・殺処分のあり方について、人口が多く協力者の多い東京都の取組を全国の模範にすることは困難。温暖な気候で、野犬や子猫がどんどん生まれている地域もある。全国動物管理関係事業所協議会において、全国のあり方としての本格的な議論が必要。〔委員〕
- ・イギリスでは、再び家庭にペットとして出すことのできる **Rehomable** な個体の殺処분을ゼロにすることを目指しているという。日本における野良犬猫を含めた犬猫の引取り数の多さに鑑みれば、**Rehomable** な個体であっても数が多すぎると殺処分がありえるのではないかと（収容数が多すぎ、譲渡先が限られた自治体では、収容場所や費用の制約から動物の健康安全保持の観点から、やむを得ないケースもあるのではないかと）。〔事務局〕

②安楽殺の方法

- ・安楽殺の手法について真剣に考える必要がある。各自治体において獣医師職員と獣医師会でしっかりと議論することが必要。〔委員〕

※炭酸ガスによる殺処分は、実験動物分野では、犬猫に対しても安楽殺の手法の一つとして適当と判断されている。一方で、各自治体では、多くの自治体において、炭酸ガスと麻酔薬による安楽殺が併用されており、個体の状況に応じて使い分けがなされているケースが多い。〔事務局〕

③譲渡の促進の課題（譲渡後のトラブルの防止、適正譲渡と言えるか否か）

- ・譲渡後に元の飼い主から引渡しを請求される等の問題があるため、民法 240 条に、犬猫について 2 週間の公告期間後、所有者が判明しない場合、動物愛護センター（都道府県等）に所有権が移る、又は元の所有者の所有権が消滅するとの規定を追加すべき。〔委員〕
- ・自治体が殺処分を避けることを優先するあまり、譲渡適正のない個体を譲渡しており、自治体が譲渡した犬による咬傷事故の発生や、団体譲渡した先の団体が譲渡困難犬を多く抱え込んで過密飼育により適性飼養が難しい状態になっているケースがあるとの指摘がある。こうしたトラブルは譲渡した自治体と、譲渡先の問題が生じた自治体が異なることも多い。自治体が譲渡に適さないと判断した個体の取扱いについては、どの程度まで全国的に方針を統一し、どの程度を各自治体の裁量に委ねるべきか。〔事務局〕
- ・自治体によっては、適正飼養の確保の観点から、自治体からの譲渡時に、不妊去勢措置やマイクロチップ装着を行う取組が講じられているが、このような取組をどのように拡大していくべきか。〔事務局〕

(3) 飼い主に対する対策 【1のテーマと関連】

- ①動物の所有者等に対する適正飼養の普及啓発
- ②生活環境被害を発生させる不適切飼養者や多頭飼育崩壊のおそれのある飼養者等への対応

(4) 動物取扱業者等の指導監督 【2のテーマと関連】

- ①第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者への適切な指導監督
- ②特定動物の飼養許可を得た者に対する指導監督

(5) 地域の実情を踏まえた自治体の施行体制のあり方

①自治体の施行体制の強化や取組の効率化のあり方

- ・自治体職員のスキル向上の研修や各種ガイドラインの作成・配布は今後も環境省において実施予定。〔事務局〕
- ・動物愛護センターにおける動物愛護に係る教育・普及啓発の取組を推進することが必要ではないか。〔事務局〕

②地域の実情を踏まえた制度のあり方

- ・自治体毎の事情は様々であり、各々の自治体が解決すべき課題も多様。さらに解決するための政策手法についても、住民ニーズや関係者の状況等により多様な選択肢があることから、法令により一律に規定するのではなく、地域の実情に応じた取組を推進することが必要。〔委員〕
- ・(再掲) 殺処分のあり方について、人口が多く協力者の多い東京都の取組を全国の模範にすることは困難。温暖な気候で、野犬や子猫がどんどん生まれている地域もある。〔委員〕

- ・各自治体には、全国統一的な最低限の取組を確保してもらう必要もあるが、地域住民との関係が密接である動物愛護管理行政を推進するにあたり、どこまでを国が担うべきか。〔事務局〕

(6) 都市でのペット飼養環境の整備

①都市部において、ペットを連れて行ける公共のスペースの確保について考え方の整理

- ・大都市部では、犬の訓練やしつけ指導を行える公共の場所が整備されていない。適正飼養を推進するために、都市部の自治体において、ペットとともに利用できる公共の場所のあり方について、考え方の整理が必要ではないか。〔委員〕

(7) 学校飼育動物

①学校での動物愛護教育のあり方

- ・今年度、小学校の教育指導要領が改訂され、学校での動物介在教育が規定された。動物愛護管理法の理念を次世代の子ども達に理解してもらうためにも、子ども達が動物とふれあう実体験を通して、動物のぬくもりを感じ、動物に命があること、動物を思う優しい心が育つような活動を検討してほしい。〔委員〕

②学校飼育動物の適正飼養管理のあり方

- ・東日本大震災の際には、学校飼育動物はほぼ全滅状態だった。学校で動物を飼育し、優しくふれあえと言っても、大規模災害などが発生した時に、その動物たちをどうするのかについて現状では何も対策がない。それでは、学校で飼育して、子ども達に優しい心を教えるというところには到達しないのではないか。〔委員〕
- ・動物福祉の観点からすると、現在の学校教育の中で動物を飼養することは限界がある。その中で動物愛護教育は無理ではないか。〔委員〕

4. 社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方

社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方の概観

- ✓ 動物に対する価値観が多様化する一方で、社会的規範となる動物愛護管理の考え方の形成が不十分。動物愛護管理法に基づく「動物愛護管理基本指針」では、社会的規範となる動物愛護管理の考え方について、普遍性と客観性の高い考え方を、我が国の風土や社会の実情を踏まえて検討していく必要があると指摘している。
- ✓ 西洋の動物観に基づくアニマルウェルフェア（動物福祉）の考え方が本格的に日本にも導入されつつある。動物福祉については、動物観の違いなどその文化的背景も含めて理解することが必要。日本の動物愛護に相当する概念は欧米にはないとされており、動物愛護管理法において本格的に動物福祉概念に基づく取扱いを導入していく場合には、動物愛護概念との間で明確な概念整理が必要であるが、そのような議論をする場が設けられていない。（特に、動物の命を奪う行為と苦痛を取り除くことのバランスについて）
- ✓ また、動物福祉については、もともとはイギリスにおいて産業動物への配慮から生まれてきた概念。日本での動物福祉概念の適用を行う場合には、家庭動物に加えて、産業動物、実験動物、展示動物も広く視野に入れて検討していくことが必要。グローバルな対応が求められている分野では、既に相応の取組が自主的になされている。
- ✓ なお、法律第7条の、動物の所有者等の責務の規定は、家庭動物だけでなく、展示動物、実験動物、産業動物にも広く適用され、対象となる動物も、哺乳類、鳥類、爬虫類に限らず、全ての動物が対象となる。また、同条第7項に基づき、家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物のそれぞれについて、飼養保管基準がガイドラインとして定められており、それぞれの動物の所有者等はこのガイドラインを踏まえて適切に動物を飼養保管する責務を負っている。

(1) 社会的規範となる動物の愛護と管理の考え方の形成

①動物愛護管理基本指針では、社会的規範となる動物愛護と管理の考え方を形成していくことの必要性を指摘。

- ・「国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。（中略）このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。また、動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。」
- ・要約すると、社会的規範となる動物の愛護と管理の考え方は、普遍性と客観性の高いものであり、かつ、我が国の風土や社会の実情を踏まえたものであることが必要と指摘。こうした要件を満たす考え方を形成していくために必要なものは何か。〔事務局〕

(2) 動物愛護から動物福祉へ

①動物福祉（アニマルウェルフェア）の正しい理解

- ・グローバル化等により、アニマルウェルフェアの概念が様々な解釈のもと、日本においても浸透しつつある中、グローバルスタンダードとしてのアニマルウェルフェアについて、正確な理解がないまま普及した場合、社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方の形成・普及に支障を及ぼすおそれがある。その歴史、理念、制度、運用等に加え、その背景となった考え方等を踏まえて、アニマルウェルフェアについて正確な理解が必要。その上で、アニマルウェルフェアに係る課題及び留意点について整理すべきではないか。特に、アニマルウェルフェアの普及には、動物の安楽殺に対する寛容性が必要になるのではないか。〔事務局〕
- ・グローバルスタンダードとしての動物福祉について正しい理解の下での導入が必要〔委員〕
- ・西洋と日本の動物観の違いを整理し、その上で社会的規範となる動物愛護管理のあり方を議論することには賛成。動物愛護ではなく、動物福祉の視点に立つことが今後は重要と考える。〔委員〕
- ・「アニマルウェルフェア」とのカタカナ語ではなく、「動物福祉」と日本語で呼称すべき。〔委員〕
- ・アニマルウェルフェアについて、理解不足のまま、各々の独自の解釈に基づきカタカナ言葉が一人歩きすることは、議論の前提が崩れるものであり、大きな問題。畜産・産業動物の問題について、広く関係者を巻き込んで、一般の方に勉強してもらうためのシンポジウム等を積極的に開催すべき。〔委員〕

②ONE WELFARE

- ・動物の福祉の向上と動物に関わる人間の福祉の向上を合わせて議論すべきではないか。〔事務局〕

(3) 動物園動物、実験動物、産業動物

①動物園動物は、他の展示動物（ふくろうカフェ等）とは明確に区別すべき〔委員〕。

- ・環境エンリッチメントに配慮した動物園での動物の飼養のあり方。

②実験動物については、現状の機関管理や外部認証を推進し、それらを全ての動物実験施設に網羅させることをどう促進していくべきか。〔事務局〕

③産業動物は、国際的なアニマルウェルフェアの動向をどのように取り入れていくことができるのか。（アニマルウェルフェアについての正しい理解が前提であり、そのためには日本の動物愛護概念と西洋の動物福祉概念の違いを正確に理解する必要がある。）〔事務局〕

5. 「人と動物が共生する社会」の将来ビジョン

「人と動物が共生する社会」の将来ビジョンの概観

- ✓ 人と動物が共生する社会は、法目的の構成上は、「動物の愛護」と「動物の管理」を通じて形成するもの。しかし、その具体的な社会像のイメージは今まで検討されてきていない。動物愛護管理行政は、もともと動物虐待防止と動物による人間への被害の防止という負の影響を取り除くことから行政がスタートした経緯から、今まで、問題だと指摘された目前にある個々の課題への対応が優先され、全体的な総合戦略の策定や目指すべき社会の将来像の検討は未熟なままである。今後の社会経済的な環境の変化も踏まえて、限られた行政のリソースを投資すべき最も有効な施策は何かについての検討は進んでいない。
- ✓ こうした検討を行うには、1から4までの4つのテーマについて概観を整理し、その結果も踏まえて、検討していくことが重要。
- ✓ なお、社会を構成する全ての関係主体が自主的に取り組んでいくための協働の仕組みづくりや、様々な検討の前提としての科学的・客観的な知見の収集と情報共有のあり方についても検討が必要（多様な主体の合意形成の場と科学的助言機関の必要性）

(1) 「人と動物の共生」の意味の再確認

①基本原則における「人と動物が共生」の考え方〔事務局〕

- ・「ここでいう人と動物の共生は、人間社会の中における動物をそれぞれの役割に応じて適正に利用していくことも包含している。すなわち、実験動物や家畜等の利用も、その合理的な目的に応じた適正な動物の取扱いがなされるならば、人と動物の共生の在り方のひとつであると考えられる。」（「改訂版動物愛護管理業務必携」（動物愛護管理法令研究会編著））
- ・つまり、人と動物との共生とは、動物を利用する、命を奪うということも含める概念。動物の死、殺処分ということを直視することも必要。

②動物に対して多様な考え方を有する人と人の共生が、人と動物の共生する社会の前提〔事務局〕

(2) 新しい時代の人と動物の関わり

①動物が社会において果たすプラスの役割〔委員〕

- ・動物介在教育、動物介在療法、アニマルセラピー等
- ・高齢者の健康寿命延伸効果
- ・それらの一方で、動物福祉の確保との両立

②人間の営みが動物の世界に与える影響に留意した取扱い〔委員〕

- ・飼養動物だけでなく、野生動物に対しても人間活動が与えている影響を考慮して人間活動の配慮を行う。（高層ビルや送電線、車両等に衝突死する多数の生物への配慮）

③ONE HEALTH〔委員〕

- ・人畜共通感染症、AMR（薬剤耐性菌）などへの対策の進捗を踏まえた動物の適正飼養対策
- ・人と動物と自然環境のつながりの確保

(3) 上記施策を進めるための留意事項

①多様な主体の連携

- ・多様な主体の連携を進めるためには、情報共有、合意形成、協働が必要であり、それらを議論する場が必要。その場をコーディネートする自治体職員のコーディネート能力の向上が必要。

〔委員〕

②科学的・客観的なデータの収集と情報共有〔事務局〕

- ・動物愛護管理に関して収集すべき科学的知見は何か、その調査研究スキームはどうあるべきか。
- ・科学的知見を動物愛護管理施策に反映するための体制はどうあるべきか（科学委員会の設置等）。